

北海道の国立公園内における電源開発計画と 反対運動：戦後後期の国立公園制度の整 備・拡充(7)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

77

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

427

(終了ページ / End Page)

470

(発行年 / Year)

2010-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006056>

【研究ノート】

北海道の国立公園内における 電源開発計画と反対運動

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（7）—

村 串 仁三郎

目 次

- 戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（1）（本誌76・1）
 戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（2）（本誌76・2）
- 2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動
- （1）日本自然保護協会の設立とその活動
- （2）戦後後期の国立公園内の産業開発と自然保護運動（本節の各論は、以後、メインタイトルをサブタイトルとして表示する）
- ① 阿寒国立公園内における雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動
 —戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（3）—（以上本誌76・3）
- ② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動
 —戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（4）—（本誌76・4）
- ③ 日光国立公園内の尾瀬ヶ原の電源開発計画と反対運動
 —戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（5）—（本誌77・1号）
- ④ 中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画と反対運動
 —戦後後期の国立公園政策の整備・拡充（6）—（本誌77・2号）
- ⑤北海道の国立公園内における電源開発計画と反対運動
 —戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（7）—
- はしがき
- 1 大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画と反対運動
- 2 大雪山国立公園内の糠平電源開発計画
- 3 支笏洞爺国立公園内の豊平電源開発計画と反対運動
- 4 本節のまとめ

はしがき

北海道は、多くの原生的自然と卓越した景観を抱え、明治以来、多くの地元住民がそれらの自然を保護しようと試み、かつその一つの有力な手段として、それらのもっとも重要な地域を国立公園に指定しようと努力してきた。戦前には、1936年に大雪山と阿寒地域がそれぞれ国立公園に指定された。この点について私は、拙稿でささやかながら考察してきた⁽¹⁾。

戦後には、1949年に支笏洞爺国立公園が指定されたが、これまで戦後の国立公園について検討してきた論稿では、その事情についてまったく論じることがなかった⁽²⁾。

戦後前期の北海道国立公園内における自然保護のための開発計画反対運動のうち、雌阿寒岳鉾山開発計画についてはすでに論じたところである⁽³⁾。

ここでは、戦後後期の北海道国立公園内の電源開発計画反対運動について検討することにする。

戦後の経済復興過程において、国立公園内の尾瀬、上高地、黒部、北山川で電源開発問題が大きく取り上げられてきた。首都圏からもっとも遠く離れた北海道でも、総合開発法にしたがって1949年に設立され北海道総合開発審議会の答申により、北海道庁は、「北海道総合開発計画第1次5カ年計画」（1952年—56年）を立案したが⁽⁴⁾、大雪山国立公園内において、北海道電力による層雲峡開発計画、電源開発会社による糠平電源開発計画、支笏洞爺国立公園内において、北海道開発局による豊平電源開発計画が提起された。

これらの地域での電源開発計画は、中央から遠く離れていたうえに、資料も十分に残されていないため、これまで余り問題化されてこなかったが、戦後の国立公園内の電源開発問題として一定の重みをもっており、国立公園の抱える自然保護問題として考察に値する。

小論は、これら3地域における電源開発計画とそれにたいする自然保護のための反対運動について検討する。

なお北海道の国立公園と自然保護について多面的に論じてこられた俵浩三氏の一連の著作、多数の論文があるが⁽⁵⁾、本稿にかかわるテーマについては、必ずしもそこでの言及は多くはない。ただし拙稿の作成にあたっては、俵氏からの多くの教示、資料の紹介をえた。ここに記して謝意を表しておきたい。

注

- (1) 拙稿「日本の国立公園の制定（中）」、『経済志林』第69巻第4号、2002年3月、「阿寒国立公園」、「大雪山国立公園」の項を参照。なおこれらの論稿は、残念ながら拙著『国立公園成立史の研究』（2006年、法政大学出版局）に紙幅の関係で収録できず、多くの読者にご迷惑をかけることになってしまった。
- (2) 拙稿「戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（1）」、『経済志林』第76巻第2号、2008年9月、294頁参照。
なお支笏洞爺国立公園の指定の簡単な経過については、豊平町編『豊平町史』、1959年、第十章を参照。
- (3) 拙稿「阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（3）」、『経済志林』第76巻第3号、2009年3月、参照。
付論として「大雪山国立公園内の硫黄鉱山開発申請問題の結末」を論じてある。
- (4) 北海道電力『北海道電力の10年史』、1962年、64頁、66頁。
- (5) 俵浩三『北海道の自然保護』、1979年、北海道大学図書刊行会。『緑の文化史』、北海道大学図書刊行会。1991年、『北海道・緑の環境史』、2008年、北海道大学出版会。その他多くの論文。なお俵浩三氏には、北海道についての文献で多くのご指示、教唆をえた。記して感謝の意を表しておきたい。

1 大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画と反対運動

- (1) 北海道電力による層雲峡電源開発計画
- (2) 層雲峡電源開発計画反対運動と妥協的解決
- (3) 小括

(1) 北海道電力による層雲峡電源開発計画

まず大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画からみていくことにしよう。大雪山国立公園内の層雲峡についても戦時下に電源開発が計画されたが、幸い戦時状況の悪化によって中止されていた⁽¹⁾。

戦後、1951年8月頃に、北海道電力株式会社（以下北海道電力）は、再び大雪山層雲峡の電源開発計画を立案した⁽²⁾。

大雪山層雲峡の電源開発計画は、1954年8月国際会議への国立公園協会の報告（「風致保護と産業調整」）によれば、以下のようなものであった⁽³⁾。

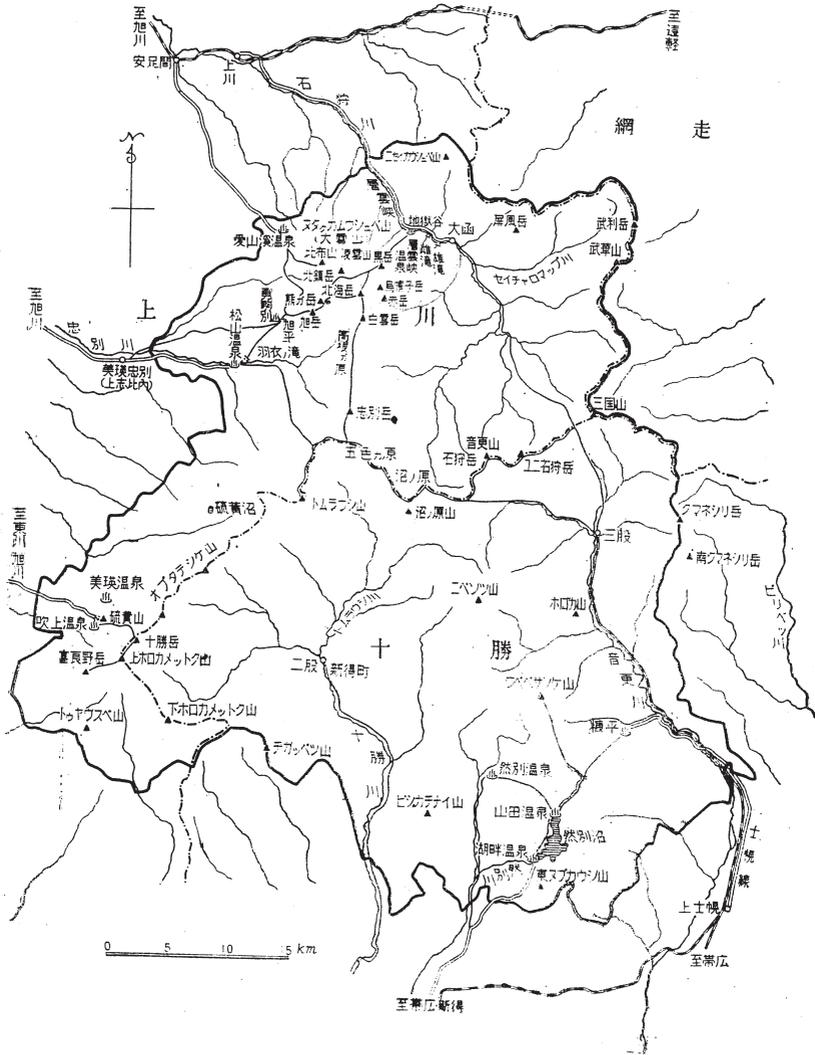
大雪山国立公園層雲峡において北海道電力株式会社が発電計画を出願した。層雲峡は大雪山国立公園の中でも最も利用者が多く、かつ岩壁・流水・樹木が混然一体となったわが国有数の渓谷である。一面北海道は最も水力発電に恵まれない地方であり、右発電計画は北海道では珍らしく大きな落差をもち、最大出力26000KWが得られるので、貴重な水力電源である。

発電計画は渓谷の上流部においてダムにより取水し、景観の最もよい部分はトンネルにより導き、下流において発電の上放水するので、中間の景観の最もよい渓谷部は水がなくなり、景観に致命的な損傷を与えるものである。

あるいは、『上川町史』によれば「取水地点を大函とし、広大な調整池が造られる。型式重量型。導水路距離九、九九三.五三メートル、約十キロという大規模なもの。わずかに七二メートルを露出するだけであとは全部層雲峡の右岸をえぐりぬいた隧道形式である。落差また五発電所中最長の一五八.四五メートル、鉄管一本、口径二七.五～二三.五メートル、延長二〇七.四一メートル、出力二万三、八〇〇キロワット。……二億六、六三万円の巨費で、二十九年十月二十二日竣工する。」というものであった⁽⁴⁾。

大雪山国立公園内に占める層雲峡の価値は、その原始的自然と優れた景

図1 大雪山国立公園



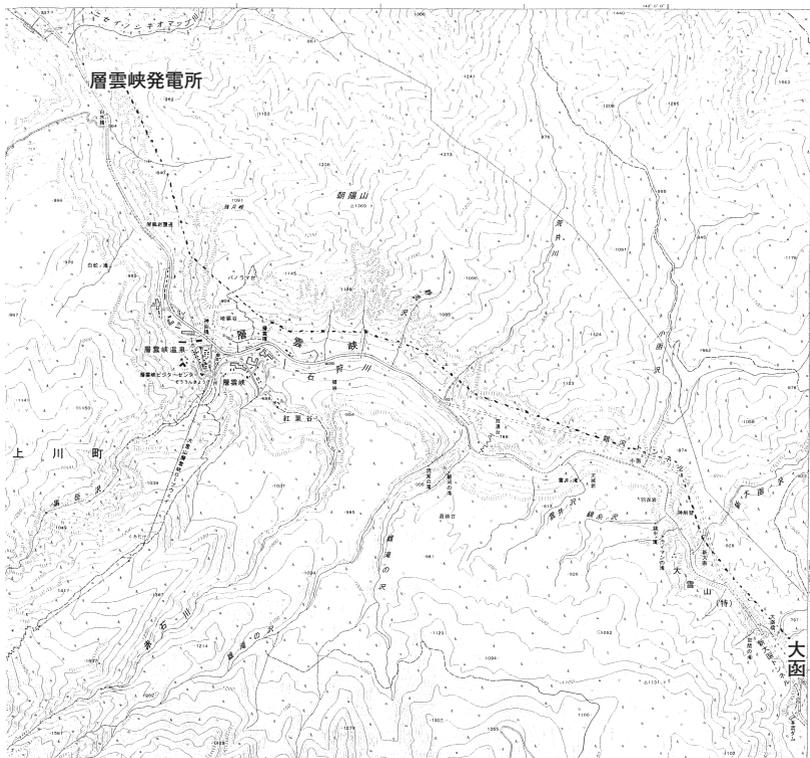
注 国立公園協会編『日本の国立公園』, 121頁。

表1 層雲峡電源開発計画のデータ

| 項目 | 内容 |
|-------------|-------------------------|
| 大函ダムの高さ | 109m (後の大雪ダム118m) |
| 大函ダムの幅 | 455m |
| ダムの型式 | 重量式 |
| 導水路 (トンネル式) | 9,993メートル |
| 発電所の発電力 | 当初計画2.6万KW, 最終計画2.38万KW |
| 観光放流 | 5月—10月, 年杪9立方メートルの放流 |
| 投資額 | 29.6億円 |

注『上川町史』930頁、『大雪山観光道路』, 10頁より作成。

図2 層雲峡電源開発計画地域図



注 2万5000分の1地図(国土地理院)による縮尺図
点線はトンネル隧道である。

観にあり、日本自然保護協会の「陳情書」にもつぎのように指摘されてきたところである⁽⁵⁾。

層雲峡は大雪山北麓に位し、厚い柱状組織をもった熔岩層が深く侵蝕されて、大函、小函の奇勝を含む延長十軒余に亘る峡谷美を展開している。しかも流紋岩の特異な柱状節理は、高さ二百米に及ぶ岩柱となって天を摩すが如く峙ち、原生林からの水を集めて流れる石狩の清流は、銀河、流星、雄滝、雌滝など、わが国第一流の諸瀑を創り、樹林、岩石、溪水、瀑布等が混然一体となって、本邦溪谷景観美の代表的なるものとして、奥入瀬、黒部、瀨八丁と共に、実に至宝的な存在とされている。それがために、大雪山国立公園利用者中本溪谷を探勝するものは毎年全体の80%に及んで

図3 層雲峡の大函、小函の景観

層雲峡大函



層雲峡小函



注 『北海道電力の10年』, 85頁より引用。

いることは故なしとしない。

こうした自然が、電源開発によって破壊されることが予想され、日本自然保護協会の「陳情書」は、その影響について「この計画に依れば、恐らく層雲峡の溪谷美の中核要素である水景は犠牲にされ、河床は露出して惨状を呈するものと予想される。われわれは層雲峡の景観に重大な障害を及ぼす」と警告した⁽⁶⁾。

あるいはこの「発電計画は溪谷の上部においてダムより取水し、景観の最もよい部分はトンネルにより導き、下流において発電の上放流するので、中間の景観も最もよい溪谷部は水がなくなり、景観に致命的な損傷を与えるものである。」とも指摘されている⁽⁷⁾。

注

- (1) 日本自然保護協会「大雪山国立公園層雲峡地帯に於ける発電計画に関する件」、『国立公園』第29号，1952年4月，28頁。
- (2) 上川町編『大雪山観光道路』，1959年，6頁。本書によれば，1951年8月に上川町議会は，層雲峡電源開発計画の是非を議論している。なお本書は，俵浩三氏の厚意によって参照できた。
- (3) 国立公園協会編『日本自然保護協会事業概況報告』（第二輯），54頁。
- (4) 上川町編『上川町史』，1966年，930－1頁。
- (5) 前掲『国立公園』第29号，28頁。
- (6) 同上，28頁。
- (7) 前掲『保護協会事業概況報』（第二輯），54頁。

(2) 層雲峡電源開発計画反対運動と妥協的解決

地元の上川町および層雲峡の人たちは、この計画にたいしてどのように対応したのであろうか。

層雲峡は、大雪山の北部に属し、温泉と石狩川上流に玄武岩が屹立する稀有な景観を有するが、しかし交通の不便な観光地であった。地元住民は、

層雲峡観光をさらに大雪山登山と結びつけ、層雲峡観光を発展させたいと永い間願ってきた⁽¹⁾。そこに1951年8月頃、北海道電力による層雲峡電源開発計画が降って湧いた。

1951年8月8日に上川町議会の議員協議会が開催され、「伊集院町長の説明に基づき、層雲峡奥地の電源開発にともなう観光資源の保持を協議した。」その後度々議員協議会が開催されて、開発問題を協議したが、「町内外の与論も賛否交々沸騰」した⁽²⁾。

そして、その年の11月21日に開催され定例町議会は、種々論議を重ね、以下のような決議を採択した⁽³⁾。

- 一、大雪山国立公園内大函奥地のダム施設については、支障を認めない。
- 二、層雲峡大函下流の美観を損なう、石狩川流水を引用する発電所施設について反対する。

この議決はちょっと理解が難しい。石狩川流水を引用する層雲峡発電所建設には、層雲峡大函下流の美観を損なうという理由で反対するという主旨はよくわかる。しかし「大雪山国立公園内大函奥地のダム施設については、支障を認めない。」という文章の意味が判然としない。ダム施設は「支障」が生じるから「認められない」とも読めるが、「大函奥地のダム施設については」「支障」が認められないと理解するのが穏当であろう。

とすると、上川町議会の決議は、層雲峡電源開発計画にたいしては、「石狩川流水を引用」して減水し、風景を損傷する発電所には反対するが、ダム建設には反対しないと主張したようである。俵浩三『北海道の自然保護』も、当初石狩川の「流水が減って渓谷美は半減するということで、地元町も反対した。」⁽⁴⁾と指摘されているが、しかしダムの建設そのものには賛成したのか、反対したか明確な指摘はない。

他方、厚生省、日本自然保護協会は、どのように対応したのであろうか。

層雲峡の電源開発計画が提出されると、まず日本自然保護協会は、1952

年2月4日に理事会を開催し、「最近問題化して来た大雪山国立公園の^{ママ}ア
トラクションである層雲峡の電源開発計画に対しても、日本自然保護協会
では軽々に附し難く、理事会の決議を以て次のような陳情書を関係諸方面
に提出して審重な考慮を要望するところがあつた。」⁽⁵⁾

日本自然保護協会は、その後の1952年3月5日に大雪山国立公園層雲峡
地帯に於ける発電計画に関する「陳情書」を提出した。

「陳情書」は、以下のおとり⁽⁶⁾。

陳 情 書

大雪山国立公園層雲峡地帯に於ける発電計画に関する件

要 旨

近時北海道電力株式会社が、大雪山国立公園層雲峡地帯において、発電
計画を推進するやに伝えられるが、層雲峡は大雪山国立公園の誇りとする
渓谷美の中心であり、且つ利用上最も重要な地点であるに鑑みて、層雲峡
の流量に影響ないよう慎重な計画を樹立せられんことを要望する。

理 由

層雲峡は大雪山北麓に位し、厚い柱状組織をもった熔岩層が深く侵蝕さ
れて、大函、小函の奇勝を含む延長十軒余に亘る峡谷美を展開している。
しかも流紋岩の特異な柱状節理は、高さ二百米に及ぶ岩柱となって天を摩
すが如く^{ソバダ}峙ち、原生林からの水を集めて流れる石狩の清流は、銀河、流星、
雄滝、雌滝など、わが国第一流の諸瀑を創り、樹林、岩石、溪水、瀑布等
が混然一体となって、本邦溪谷景観美の代表的なるものとして、奥入瀬、
黒部、瀨八丁と共に、実に至宝的な存在とされている。それがために、大
雪山国立公園利用者中本溪谷を探勝するものは毎年全体の八〇%に及んで
いることは故なしとしない。

仄聞するところによれば、北海道電力株式会社が小函上流石狩川、支流
ニセイチャロマツプ川に、それぞれ堰提を設けて貯水し、その水を層雲峡
右岸の隧道で導きその間支流の水を集めたる上、真敷別既設取水口附近に

において発電する計画を進めつつある由であるが、この計画に依れば、恐らく層雲峡の溪谷美の中核要素である水景は犠牲にされ、河床は露出して惨状を呈するものと予想される。われわれは層雲峡の景観に重大な障害を及ぼすこのような計画に対しては断乎反対せざるを得ない。

なお層雲峡大函小函上流部における発電計画は戦時中にも企画され、今後も大規模なものが考えられるであろうが、これらを全面的に反対するものでなく、要は如何なる計画であっても、大函小函上流において放水し、層雲峡における流量に変化を及ぼさないような方策を確立し、産業開発と風致維持との両立を計ることが、真の総合開発であると信ずる。

こゝに本会理事会の決議により、現地実情を具陳して、関係各位の本件に対する理解ある御協力を切望致し、その善処方を懇願申上る次第である。

昭和二十七年三月五日

日本自然保護協会

みられるとおり、陳情書は、「われわれは層雲峡の景観に重大な障害を及ぼすこのような計画に対しては断乎反対せざるを得ない。」といっておきながら、計画にたいして「全面的に反対するものでなく」、したがって絶対反対ではなく、開発と自然保護の両立論に立って「大函小函上流において放水し、層雲峡における流量に変化を及ぼさないような方策を確立し、産業開発と風致維持との両立を計る」という開発条件（観光放流）を付して計画に基本的な承認を表明したのである。

条件付開発賛成ともとれる日本自然保護協会の陳情書が提出された後、地元、上川町議会は、1952年10月24日に臨時町議会を開催し、道庁の関係部局から、山本商工部長、近藤工務課次長、佐野国立公園係、上川支庁から内海上川支庁長、石田開発係長、玉井商工係長、通産省から増田発電課長、北海道電力から岩本土木部長、大橋工事課長、村井旭川支店長らを招いて、層雲峡電源開発計画について協議した。道庁、北海道電力は「地元の協力を懇願した。」⁽⁷⁾

「この懇願にもとづき、町では議会において慎重審議の結果、層雲峡の美観保持にできる限り配慮して工事を行うこと、流水の減少、美観の損傷については適切な補償をすることを前提として、知事に一任することになり、この旨知事に申入れがなされた。」⁽⁸⁾

こうして地元の一部の反対論を抱えながら上川町議会は、「美観保持」と「流水の減少、美観の損傷」には「適切な補償」という条件付で開発を基本的に承認し、交渉を道知事に一任し、具体的な補償問題をあとに残した。

「この懇談と前後して上川町と北電側、道と北電側、厚生省と通産省に於いて幾度となく話し合いが行われ、一時発電所中止説が出るなど、その成り行きは各方面から注目されていた。」といわれている⁽⁹⁾。

厚生省は、北海道電力からこの計画の申請をうけて、1952年11月21日に国立公園審議会内の国立公園計画特別委員会にたいし、「大雪山国立公園層雲峡の発電計画について」の是非の諮問を託した⁽¹⁰⁾。

この特別委員会では厚生省国立公園部の「甲賀幹事から経過、発電計画について詳細な説明があり、各委員から意見が述べられたが結局当局案の通り条件を附して許可すべきことに賛成し、観光期間（五月一十月）中の昼間放流量毎秒六立方メートルは今後も確保するよう事務当局に対し要望があった。」⁽¹¹⁾

国立公園審議会は、日本自然保護協会の条件付承認（1952年3月5日）の報告を踏えて、1952年11月21日に、計画を承認してしまったのである⁽¹²⁾。

厚生省は、国立公園審議会の承認をうけて、1952年11月22日に層雲峡電源開発計画を許可した⁽¹³⁾。

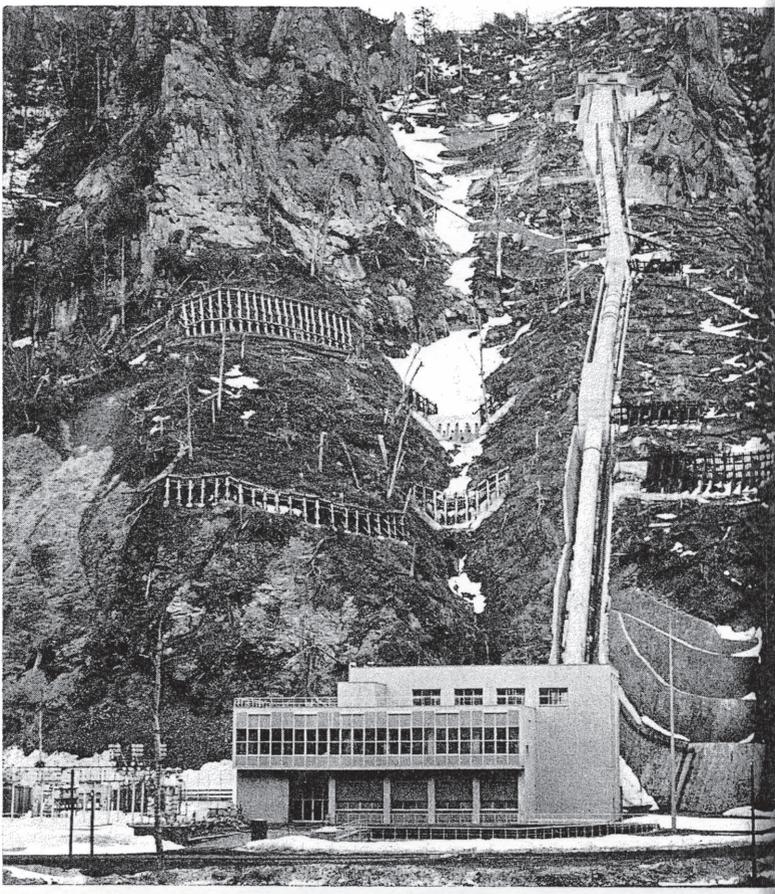
厚生省の許可をうけた後の1953年1月23日に開かれた日本自然保護協会の評議員会では、「層雲峡に発電計画に関する決定事項報告」がなされ、国立公園部甲賀管理課長は、「層雲峡の電源計画が著しく景観を害うことなく実行される情勢に導くことが出来るまでの経緯」について報告した⁽¹⁴⁾。

要するに層雲峡電源開発計画工事で景観が損なわれないように見届ける

ということであり、実際に工事が一時的にしる大幅な自然破壊、景観損傷を与えても、それを阻止することはできなかった。図4を参照されたい。

なお地元町では、計画を承認し、道知事に補償問題などを一任したが、計画の承認後、「発電所建設工事は、着々進捗して、竣工が間近になって来たが、補償については何ら具体的な案も示されなかった」ようである⁽¹⁵⁾。

図4 層雲峡発電所建設地点の景観破壊



注 『北海道電力の10年』, 100頁より。

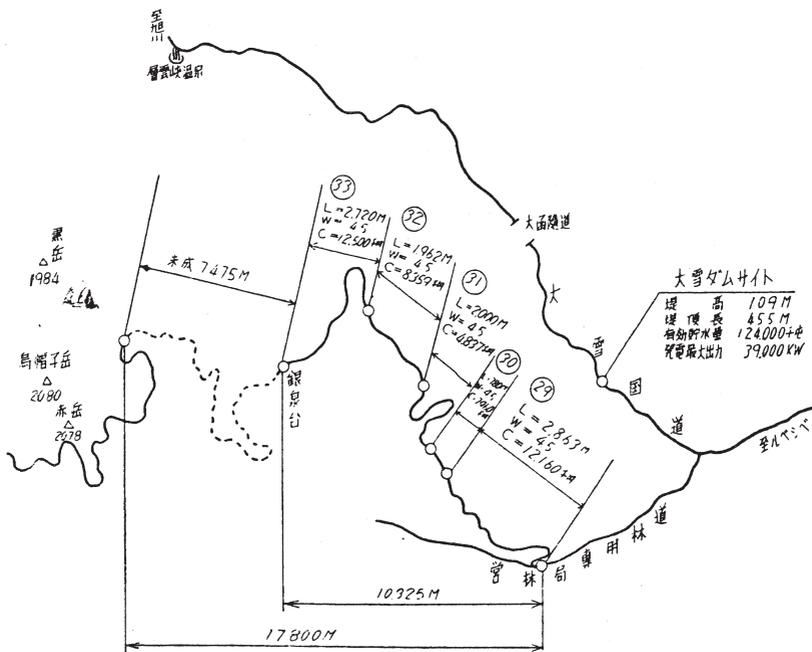
上川町は、道庁を通じて北海道電力に「美観損傷の補償として、大雪山登山のためのロープウェイ設置が要求された。」しかし「北電側よりロープウェイの設置は経費の関係で困難であると旨回答」があった⁽¹⁶⁾。

1953年4月に新たに野田町長が選出され、今度は観光道路の建設を要求することになった。野田町長は「補償問題の解決策としてはどうしても観光登山道路の新設でなければならないと意を決した」と回顧している⁽¹⁷⁾。

この大雪山観光道路建設計画とは、図5に示したように、営林局専用道路を起点として、「子供老人の登れる大雪山」のキャチフレーズのもとに銀泉台、さらに赤岳までの約18キロメートルの観光道路の建設であった⁽¹⁸⁾。

野田町長は、上川町議会の子承をえて、上川支庁、道庁、道知事を説得

図5 大雪山観光道路開さく図



注 『大雪山観光道路』, 10頁より。

した。紆余曲折をへて、1953年6月に、道庁の「予想道路」案が作られ、その調査がはじまった⁽¹⁹⁾。

「北電としては、工事は殆んど終わったようなものだし、今更補償金を出す気配はない」ということで、野田町長は、道知事を説得して1954年度の予算獲得に成功し、1954年6月に「自衛隊の手による工事施工が決定され」、7月から工事が開始された。1958年に、10キロメートルからなる林道から銀泉台までの観光道路が完成した⁽²⁰⁾。赤岳山頂までの観光道路約10キロメートルは保留されたまま今日にいたっている⁽²¹⁾。

こうして層雲峡電源開発計画は、観光道路の建設を層雲峡の景観、自然破壊の代償として実施されたのである。

1954年10月13日、日本自然保護協会は、第15回評議員会を開催し、工事の進展について、「層雲峡発電工事後始末の件」としてつぎのように報告している⁽²²⁾。

田中技官より工事の概略を地図によって説明があり、最近層雲峡は発電工事のため自然景観が非常に荒されている。周辺の樹木の伐採、導水隧道から溪谷に向い諸々に穴を開け、そこから投棄する土砂が、美しい溪谷にうづ高く堆積しており、工事の後任末の問題が討議された。

先般現地を視察された村井評議員よりも、荒廃の視察談が披露された。又9月末の15号台風によって、北海道の山林は非常な損害を受け、大雪山国立公園地域内も二千万石に達する被害があったので、この発電工事地区は土砂の投棄等の後始末の不行届きと合せて、一層荒廃の感じを起させる旨、三浦評議員より発言があった。

このことは発電工事が最終期にあり、近く完成の上は、許可条件にある跡地の整理が行わるるであろうから、今しばらく状況を視ることとなった。

ちなみに層雲峡発電所建設現場の景観は、荒涼とした風景である。

層雲峡の問題を論じる時、1954年9月26日の15号台風が与えた大雪山山

麓の森林被害にふれておかなければならない。この台風被害は、被害快復問題によって自然保護問題を吹き飛ばしてしまったのである。

上川営林局内の森林の風倒被害は2,262石といわれ、森林の保水力が激減し、出水、山崩れ、石狩川の周辺の大洪水が予想された⁽²³⁾。

1956年には、治山治水のために新しく大雪ダムの建設の必要が提起され⁽²⁴⁾、1975年に実際に建設されたが、自然保護を論じる雰囲気はなくなっていた。

また大雪山国立公園内の大雪観光道路建設については、当然自然公園審議会の審査を経なければならぬのに、その経過については何も報じられていない。この問題については今後の研究課題であろう。

注

- (1) 上川町『大雪山観光道路』, 1959年, 2頁。
- (2) 同上, 6-7頁。
- (3) 同上, 6頁。
- (4) 俵浩三『北海道の自然保護』, 239-40頁。
- (5) 「層雲峡と電源問題」, 『国立公園』第29号, 1952年4月, 28頁。
- (6) 同上, 28頁。
- (7) 前掲『大雪山観光道路』, 6頁。
- (8) 同上, 6頁。
- (9) 同上, 6頁。
- (10) 『国立公園』第38号, 1953年1月, 28頁。
- (11) 同上, 28頁。
- (12) 前掲『自然保護のあゆみ』の年表は、1952年11月5日にこの計画「許可」とあるが、395頁、これは厚生省の許可を意味するから、国立公園審議会より先に厚生省が許可を与えるとは考えられないので、誤記であろう。
- (13) 前掲『大雪山観光道路』, 6頁。
- (14) 『国立公園』第39号, 1953年2月, 26頁。
- (15) 前掲『大雪山観光道路』, 2頁。
- (16) 同上, 6-7頁。
- (17) 同上, 7頁, 2頁。
- (18) 同上, 2頁。

- (19) 同上, 2頁。
- (20) 同上, 3頁。
- (21) その後の赤岳までの観光道路の建設問題については、俵浩三『北海道・緑の環境史』, 316-7頁, を参照。
- (22) 前掲『保護協会事業概況』(第二輯), 64頁。
- (23) 上川町『風倒』-1959.9.26 風倒木処理終了記念-, 1959年, 2頁。
- (24) 同上, 2頁。

(3) 小括

最後に層雲峡電源開発計画反対運動の挫折について簡単に総括しておきたい。

層雲峡電源開発計画が提起されて、詳しいことは不明であるが、地元では、計画反対の勢力と条件付で賛成する勢力が生れて、争ったことは明らかである。

1951年8月の上川町議会の決議は、はじめから発電所建設には反対だがダム建設には反対しないという曖昧なものだったように思われる。すなわち、少なくとも計画絶対反対の方向は示されていない。

すでにこの段階で、絶対反対の勢力は少数であったと思われる。1952年11月の段階では、町議会の大勢は、電源開発に必ずしも基本的には反対せず、自然、景観を破壊する計画に反対し、開発に制限を加え、リスクには補償を要求するというスタンスが明確であった。

さてこうした電源開発計画にたいする条件付賛成の方向は、如何にして生れたのであろうか。

大雪山山麓にある上川町は、層雲峡の景勝を売り物とする古くからの小さな温泉観光地であった。ここに発電所とダムを建設するとすれば、地元では、一定の道路などのインフラが整備され、観光地が有利となるとの期待が生れるのは必至であった。

そこで、大方の町民は、もし開発に全面的に反対することになれば、観

光開発を有利にする可能性を失うことになり、地元の発展を放棄することになると考えたに違いない。確かに少数の町民は、あくまで観光資源である層雲峡の自然、景観の保全を要求し、開発のメスを拒否しようとしたことも事実であろう。

こうした地元の意見を反映して、日本自然保護協会は、すでに指摘したように、1952年3月に、陳情書で、計画に全面的反対ではないが、自然、景観、環境を著しく破壊する計画に反対すると表明し、厚生省は計画の修正（流水減少の制限、すなわち5－9月の全面放流）で、開発を許可した。

地元町議会は、日本自然保護協会と厚生省の方針にそって、条件付賛成の立場を明確にすることになった。

以上の経過を考慮すると、層雲峡電源開発計画反対運動は、成功しなかったのであるが、その大きな要因は、第1に、北海道の電源開発を推進する道庁を先頭に、北海道電力などの勢力が、過疎地北海道の開発に熱心に取り組んだということである指摘できる。

第2に、他方、地元において層雲峡電源開発計画に基本的に反対する勢力が微小であったということが指摘できる。この原因は、一つは、層雲峡電源開発計画が比較的マイルドなものであったことが指摘できる。発電所の建設場所が、大函、小函のある有力景観地から数キロ前後離れていて、層雲峡の大幅な破壊をともしなわなかったことである。また計画された大函ダムも比較的小規模（ダムの高さも低く、幅も短い）であり、またとくに貯水池から発電所への導水が、長距離の地下方式で、層雲峡の直接的な景観破壊をもたらさなかったということが、地元には大きな危機感を生まなかったと考えられる。

ちなみに層雲峡電源開発計画は、尾瀬ヶ原発電所建設計画が、尾瀬ヶ原を水没させ、上高地電源開発計画が上高地を水没させて、大幅な自然破壊をともしない、観光資源を全面的に喪失させ、現存の観光業者に大きなダメージを与えるケースと較べて根本的に異なっていた。

問題は、大函ダムから石狩川への放流量の問題であったが、観光シーズ

ン中（5－9月）に全面放流をおこなうという条件付きが、地元反対勢力を納得させたと思われる。

第3に、層雲峡電源開発計反対運動の弱さは、大雪山山麓の過疎地の地元において、観光開発賛成勢力が大勢を占め、観光開発に層雲峡電源開発計画を利用しようとしたということであった。事実、地元は、層雲峡電源開発計画賛成を条件に、大雪山観光道路の建設を成功したのであった。黒岳へのケーブルカー建設は、この時期には成功しなかったが。

第4は、地元の動きを反映して、国立公園法の理念にてらせば本来国立公園内での電源開発計画には、絶対に反対すべき国立公園当局が、北海道電力からの認可申請にたいして、初めから計画に理解を示し、条件付、すなわち一定の観光放流を条件にして承認の方向を打ち出していたことである。つまり基本的に反対する姿勢がなかったことである。

日本自然保護協会も厚生省の方針を規定し、かつそれに追従した。むしろ日本自然保護協会は、電源開発の対象地域である層雲峡を無傷のまま秘守すべき対象とは初めから考えていなかったのではなからうか。

日本自然保護協会は、大自然たる大雪山国立公園において、層雲峡電源開発計画が、尾瀬、上高地、黒部、北山川などと較べ、客観的にみて自然破壊が相対的に小さく、しかも中央での反対運動も、地元の反対運動も弱く、地方からの突き上げもなく、小さな問題と評価していたのではなからうか。

この点については、戦後の国立公園運動の総括に際してもう一度言及することにした。

2 大雪山国立公園内の糠平電源開発計画

- (1) 電源開発会社による糠平電源開発計画
- (2) 糠平電源開発計画反対運動の欠如
- (3) 小括

(1) 電源開発会社による糠平電源開発計画

糠平は、大雪山国立公園内の南東部にあり、大正13年に初めて宿舎が建設された糠平温泉を中心とした小さな温泉観光地であり、帯広から国鉄土幌線がつうじていた⁽¹⁾。糠平峡は、「落葉広葉樹林の間を音更川が流下する渓谷景観であって、俗に泉翠溪と呼ばれ、部分的に兩岸に岩石が屹立し瀑布を交え紅葉期の景観」地であった⁽²⁾。

大雪山国立公園内の糠平発電所建設計画は、もともと敗戦まもなく北海道電力が十勝川の開発に際して立案していたものであったが⁽³⁾、1952年9月に第3回電源開発調整審議会が、北上川、庄川、十津川、新宮川、石狩川水系に発電の着工地点を決めた時に⁽⁴⁾、北海道電力が電源開発会社に譲った計画であった⁽⁵⁾。

国策会社として1952年9月に設立された電源開発会社は、電源開発調整審議会の方針にそって、北海道電力から引き受けた糠平電源開発計画を1952年12月から「踏査を開始し」た⁽⁶⁾。

その後急遽作成された糠平ダムと糠平発電所建設計画は、以下のようなものであった⁽⁷⁾。

水力発電に恵まれない北海道の電力需要に対処するため電源開発株式会社は大雪山国立公園内十勝川水系音更川を土幌線糠平駅下流約一軒の狭窄部で高さ七四米の重力式コンクリートダムで堰止め、標高五二〇米を満水面とする貯水池（湛水面積八・一平方軒、利用水深三〇米、有効貯水量約一・五七億立方米）を設け、春の融雪水を全部貯流して、冬の湧水期に使用し圧力隧道三三軒によって糠平発電所に導水し最大出力四万KW、常時出力一万二千百KWの発電を行い、その後の水は音更川に還流せしめる計画である。なお糠平発電所の放水は元小屋調整池において調整され隧道により美利別川に流域変更され、国立公園区域外に芽登第一発電所（最大二万七千KW）芽登第二発電所（最大二万七千KW）足寄発電所（最大四万K

糠平発電所建設計画の建設工事は、1953年6月に着工段階に入り、1953年10月12日に「厚生大臣より認可」をうけて⁽⁸⁾。短期間に建設がおこなわれ、糠平貯水池は1955年9月に完成し、爾来湛水を開始し、1956年1月から糠平発電所が営業を開始した⁽⁹⁾。

注

- (1) 国立公園協会編『日本の国立公園』、1951年、126頁。
- (2) 「大雪山国立公園糠平発電所の許可」、『国立公園』第50号、1959年1月、27頁。前掲『保護協会事業概況』（第二輯）、25—7頁。
- (3) 北海道電力『北海道電力の10年』、88頁。
- (4) 電源開発会社『電発30年史』、94—5頁。
- (5) 前掲『北海道電力の10年』、88頁。
- (6) 前掲電源開発会社『10年史』、29頁。
- (7) 前掲『保護協会事業概況』（第二輯）、26頁。ちなみに『国立公園』第50号、27頁には昭和「二十八年十月十二日厚生大臣より認可」の記述がない。
- (8) 前掲『保護協会事業概況』（第二輯）、26頁。
- (9) 前掲電源開発会社『10年史』、31—2頁。

(2) 糠平電源開発計画反対運動の欠如

糠平電源開発は、計画から建設まで極めて短期間におこなわれた。それは、糠平電源開発計画地点が、大雪山国立公園内の東南地区に属していたにかかわらず、自然保護のための開発規制が問題化しなかったからでる。

設立まもない日本自然保護協会は、1952—53年には、阿寒国立公園の雌阿寒岳の硫黄鉱山開発計画、大雪山国立公園の鉱山開発計画にたいしては反対活動を集中して闘ったが⁽¹⁾、また大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画については陳情書を提出して条件付賛成だが一定の反対運動をおこなったが、糠平電源開発計画についてはまったく関心を示さなかった。

日本自然保護協会は、大雪山国立公園内の東南部十勝川水系音更川上流にあった糠平に電源開発が計画されたにもかかわらず、景観、自然が他の

地域と較べて相対的に重要度が低いとして無条件に承認してしまった。

この計画を承認した事情について日本自然保護協会は、明確につきのように指摘している⁽²⁾。

この発電計画が行われる地域は大雪山国立公園の東南部十勝川水系音更川流域であって上士幌―十勝三股を結ぶ国鉄士幌線糠平駅を中心とする地域で、発電工事によるダム建設、水没、土石採掘、水位水量の変更等景観に及ぼす影響圏の景観は落葉広葉樹林の間を音更川が流下する溪谷景観であって、俗に泉翠溪と呼ばれ、部分的に兩岸に岩石が屹立し瀑布を交え紅葉期の景観は捨てがたいものがあるが、この国立公園内の層雲峡、勝仙峡の非凡さに比ぶべくもないと思われる。又この方面唯一の集団施設地区予定地である糠平温泉は、その一部が湛水区域となることは打撃であるが国鉄士幌線は湛水のため付替を要しそのため湛水区域右岸を通り、水没する糠平駅に代って糠平温泉に駅が新設されるので利用上は一層便利になるものと予想される。

この文章によれば、日本自然保護協会は、開発対象であった「泉翠溪」を「この国立公園内の層雲峡、勝仙峡の非凡さに比ぶべくもないと思われる」と評価し、また湛水によって消滅する糠平温泉も鉄道駅の新設によってかえって「便利」になるので、あえて建設に反対することもない、と考えたようである。

こうして大雪山国立公園内の糠平発電電源開発計画は、日本自然保護協会によれば、「国立公園はその区域内の景観の保護を重要な目的とするが、本発電計画は景観の保護利用の両面から見て致命的な破算とは考えられない。」という判断で、明確な反対運動をおこすこともなく、1954年10月12日に厚生省より許可されたのである⁽³⁾。

したがって大雪山国立公園内糠平発電電源開発計画は、日本自然保護協会の反対運動もなく、管見する限り地元の反対運動も確認できず、問題なく

実施されることになかった。

ただ、問題は二つあった。

一つは、「国立公園内の場合は完成後の修景的措置が特に必要である。」という問題である。「糠平の場合はダムの堤頂はそのまま車道にも利用されるので、現在工事現場の中心となっているダム下流の地域における森林の過伐、土捨場、飯場、諸作業場等は発電工事終了後、予め提出された修景計画によって修景工事が行われるよう条件が附されている。」⁽⁴⁾

電源会社は、この条件を守って工事を行なわなければならない。しかしひとたび計画が許可されれば、一般的にみて、少々の問題がおきても、大きなトラブルとはならないのが常であった。事実問題が起きたとは伝えられていない。

もう一つの問題は、黒部第四発電所建設計画にたいして、黒部川下流農民が、ダム化による黒部川の冷水化冷害が起こるとし計画に反対したように⁽⁵⁾、音更川下流の水田に水温変化が生じるとし問題化した⁽⁶⁾が、補償が与えられて問題が解決している⁽⁶⁾。

ちなみに、『国立公園』誌に掲載された「大雪山国立公園糠平発電所の許可について」⁽⁷⁾を全文引用しておく。

一、発電計画

水力発電に恵まれない北海道の電力需要に対処するため電源開発株式会社は大雪山国立公園内十勝川水系音更川を土幌線糠平駅下流約一軒の狭窄部で高さ七四米の重力式コンクリートダムで堰止め、標高五二〇米を満水面とする貯水池（湛水面積八・一平方軒、利用水深三〇米、有効貯水量約一、五七億立方米）を設け、春の融雪水を全部貯流して、冬の渇水期に使用し圧力隧道三三軒によって糠平発電所に導水し最大出力四万KW、常時出力一万二千百KWの発電を行い、その後の水は音更川に還流せしめる計画である。なお糠平発電所の放水は元小屋調整池において調整され隧道により美利別川に流域変更され、国立公園区域外に芽登第一発電所（最大二

万七千KW) 芽登第二発電所(最大二万七千KW) 足寄発電所(最大四万KW) を設け発電する他十勝川の洪水調節, 灌漑等河川を総合的に利用しようとする計画である。

二, 大雪山国立公園に対する影響

この発電計画が行われる地域は大雪山国立公園の東南部十勝川水系音更川流域であって上士幌―十勝三股を結ぶ国鉄士幌線糠平駅を中心とする地域で, 発電工事によるダム建設, 水没, 土石採掘, 水位水量の変更等景観に及ぼす影響圏の景観は落葉広葉樹林の間を音更川が流下する溪谷景観であって, 俗に泉翠溪と呼ばれ, 部分的に兩岸に岩石が屹立し瀑布を交え紅葉期の景観は捨てがたいものがあるが, この国立公園内の層雲峡, 勝仙峡の非凡さに比ぶべくもないと思われる。又この方面唯一の集団施設地区予定地である糠平温泉は, その一部が湛水区域となることは打撃であるが国鉄士幌線は湛水のため付替を要しそのため湛水区域右岸を通り, 水没する糠平駅に代って糠平温泉に駅が新設されるので利用上は一層便利になるものと予想される。

三, 許可及び善後措置

国立公園はその区域内の景観の保護を重要な目的とするが, 本発電計画は景観の保護利用の両面から見て致命的な破算とは考えられない。且糠平貯水池を調整池として下流に火力代用の水力発電所四箇所を設け一三万KW余の出力があり昭和三十年十二月完成する予定であるから, 完成後は年間六, 七億KWHの電力を発生し北海道現需要の三〇%を賄う動力源となるので電力的に見て重要な地点である。

以上の観点から本発電計画は既に十月十二日許可され, 鋭意工事中である。

この種の工事で最も意を用いる必要があるのは工事完了後の景観の修復である。通常このような発電工事では現場附近一帯が惨憺たる状態になるが, 発電目的を達すれば後は殆ど野となれ式に放置するが多い。今後大堰堤による水力開発方式が盛に行われる傾向にあるが, 米国においても

TVAその他の河川流域計画に関連して人造湖の休養的価値が大きく評価され、工事現場の跡の修景は勿論人造湖周辺の修景計画にも十分な考慮が払われている状況であるが、国立公園内の場合は完成後の修景的措置が特に必要である。糠平の場合はダムの堤頂はそのまま車道にも利用されるので、現在工事現場の中心となっているダム下流の地域における森林の過伐、土捨場、飯場、諸作業場等は発電工事終了後、予め提出された修景計画によって修景工事が行われるよう条件が附されている。

糠平温泉集団施設地区予定地の一部は湛水するので施設計画の一部変更を余儀なくされるが、国鉄土幌線の付替により糠平集団施設地区内に新駅が設置されることとなり、これに伴い糠平温泉の急激な膨脹が予想されるので集団施設計画を早急に樹立し実現せしめる要がある。

注

- (1) 拙稿「阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動一戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(3)」、『経済志林』第76巻第3号、2009年3月、参照。
- (2) 「大雪山国立公園糠平発電所の許可」、『国立公園』第50号、1959年1月、27頁。前掲『保護協会事業概況』(第二輯)、25-7頁。
- (3) 前掲『保護協会事業概況』(第二輯)、26頁。
- (4) 同上、27頁。
- (5) 拙稿「中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画と反対運動一戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(4)」、『経済志林』第76巻第4号、2009年3月。
- (6) 前掲『電発30年史』、95頁。
- (7) 前掲「大雪山国立公園糠平発電所の許可」、『国立公園』第50号、27頁。前掲『保護協会事業概況』(第二輯)、25-6頁。なおこの文書は、無署名であるが、国立公園協会の雑誌『国立公園』に掲載されたものであり、日本自然保護協会の見解を表明したものであることは明らかである。

(3) 小括

糠平電源開発計画は、以上のように自然保護上問題がないとして厚生省と日本自然保護協会により認可、承認されたが、日本自然保護協会は計画について公けに意見を表明さえしなかった。

地元の動きも、一部が湛水する糟平温泉も、国鉄士幌線も、「湛水のため付替を要しそのため湛水区域右岸を通り、水没する糠平駅に代って糠平温泉に駅が新設されるので利用上は一層便利になるものと予想」された。そのため、ダム建設が地域にプラスしたこともあって、住民の反対がおきなかったのではなからうか。

また地元でも糠平発電所と糠平ダムの建設も糠平峡の景観、自然を顕著に破壊するものではなく、破壊されても糠平峡の価値は高くないので我慢しようと見なしていたのであろう。

住民の意向とは関係なしに日本自然保護協会は、糠平電源開発を自然保護の立場から判定しなければならなかったが、被害が少ないと内々に判定して計画を承認したのである。

日本自然保護協会は、これまで国立公園内の産業開発計画に反対する場合、計画地点の景観、自然の価値の高低に応じて、反対運動にアクセントをつけてきた。すなわち絶対反対、しかも最後まで絶対反対する方式（尾瀬ヶ原、上高地、豊平峡の場合）、あるいは絶対反対を唱えながらも最終的には一定の条件をつけて妥協する方式（雌阿寒岳、黒部第四、北山川、層雲峡の場合）、反対はするが開発計画を基本的に承認する方針（尾瀬沼、本栖湖の場合）をとってきた。

本当に電源開発の糠平地点が景観、自然の点で相対的な価値が低かったかということの判断にはなお問題は残るが、この対応が日本自然保護協会の自然保護政策の実態を示すものだったことに間違いない。

3 支笏洞爺国立公園内の豊平電源開発計画と反対運動

- (1) 戦後の豊平電源開発計画
- (2) 豊平電源開発計画反対運動の展開
- (3) 豊平電源開発計画の中止
- (4) 小括

(1) 戦後の豊平電源開発計画

豊平峡のある北海道西東部に位置する豊平川は、明治以来河川氾濫があり、治水工事の必要が論じられ、堰堤など築いて治水工事が施されてきた⁽¹⁾。また豊平峡は、札幌の近郊にあり、かつ原生林の豊富な景勝地として、古くから保全の対象とされてきた地域であった。1935年石狩景勝地協会がおこなった座談会で、当時の人たちは、豊平峡の自然にたいして、保全のための特別な努力をしていると語っている⁽²⁾。

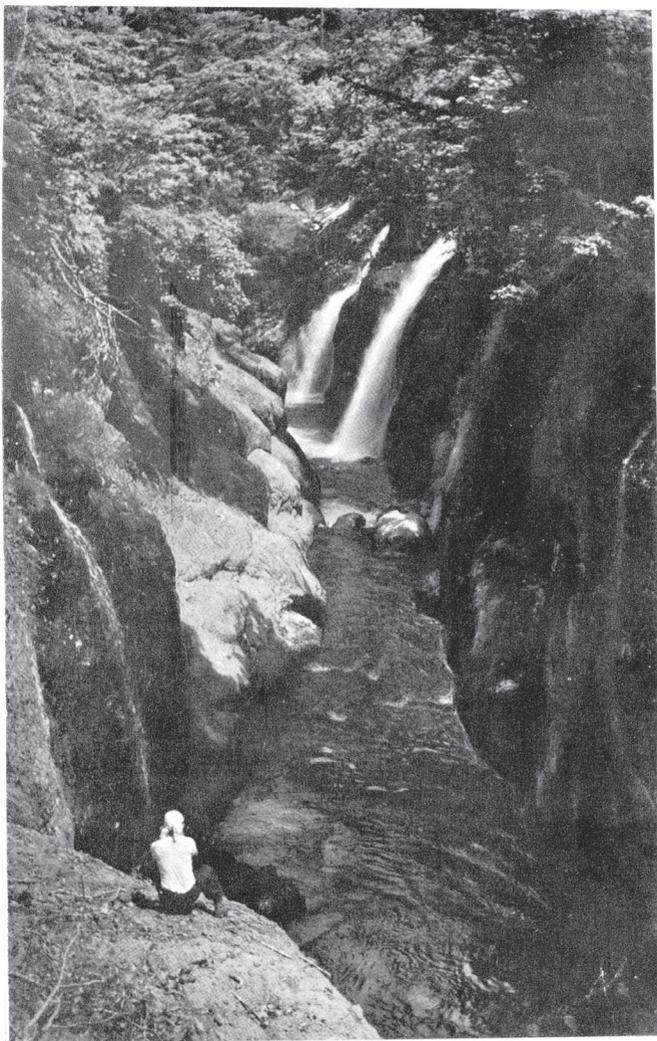
1949年に支笏洞爺国立公園が設置されたときに、豊平峡はその一角に位置づけられた。

豊平川には、下流に定山溪があり、「この溪谷は札幌の南西約二四軒ばかりの豊平川流域に沿うV字型谷であるが、定山溪付近は石英粗面岩・安山岩及び集塊岩等から成り、温泉は石英粗面岩の割目から湧出する単純泉である。」「定山溪から炭酸泉へ、更に豊平川上流にかけての豊平峡は、概ね針広混合林で、溪谷沿いは地形急峻の関係から大体原始状態を保っている。」⁽³⁾

また1954年発行の小冊子『支笏洞爺国立公園』によれば、「豊平峡は、定山溪駅から豊平川沿に溯ること約六軒、安山岩・集塊岩からなる急峻な峡谷で、奇峰が連なり、急流が奔騰する約三軒の間に、大爺淵・千丈滝等の景勝があり、これを彩る紅葉の錦にも豊かで、耶馬溪になぞらえて『北の耶馬溪』と呼ばれています。」⁽⁴⁾

定山溪、豊平峡を含む豊平川は、1949年5月16日に指定された支笏洞爺

図2 豊平峡の景観



注 『豊平町要覧』, 1960年版, 74頁より。

1950年4月に北海道当局は、北海道総合開発委員会を設置し、総合開発計画を立案し、1952年に道内の水電能力の不足を補うために道庁経営の豊平電源開発計画を立案した⁽⁶⁾。

北海道開発庁が計画した豊平電源開発計画は、「北海道支笏洞爺国立公園内豊平川上流の定山溪温泉より約3軒上流地点に於て北海道開発庁の企画に係る水力発電その他多目的の貯水池」を建設し、水力発電所を建設するものであった⁽⁷⁾。しかし計画の具体的なデータは、建設が中止されたこともあって、容易に見出せない。

日本自然保護協会は、1954年に、豊平峡の価値をつぎのように評している⁽⁸⁾。

支笏洞爺国立公園は北海道の三大国立公園中その利用者は最も多く、殊に定山溪温泉は、札幌、小樽両市に近接して利用の中核である。しかも、その探勝圏内にあたっている豊平峡中には炭酸泉の湧出があり、峡谷を通ずる探勝路は、札幌虻田線（本公園の幹線車道）と連絡して恰好の探勝コースを為している。由来豊平峡は、大雪山国立公園の層雲峡と並称され本邦火山性峡谷中において傑出し、しかも層雲峡と異なる集塊岩の一大奇勝をなし、一帯を蔽う針広混交の原始林と共に他に比類なく、その学術上並に審美上の価値は頗る高く評価され、その利用価値の大きい点で、この国立公園の心臓部に当たっている。

こうした有力な景観地に豊平電源開発計画が立案されたのである。

注

- (1) 北海道開発協会『定山溪ダム工事記録』、1992年、5頁、39頁。
- (2) 石狩景勝地協会『景勝地開発座談会』、1935年、10頁で、福羽帝室林野局札幌出張所長は、「豊平峡はあゝいう風な土地でありますし、定山溪と致しましても名勝地の一つになって居ますから、私の方もあの土地に対しては特に作業を制限しまして名勝地として、保存して行きたいと考へて居り

ます。」と語っている。

- (3) 前掲『日本の国立公園』, 128頁。
- (4) 国立公園協会『支笏洞爺』(国立公園シリーズ16), 1954年, 13頁。
- (5) 前掲『日本の国立公園』, 128頁。
- (6) 北海道庁『北海道開発局二十五年史』, 1977年, 19頁。なお, ここでは豊平電源開発計画についての言及がない。
- (7) 日本自然保護協会「豊平峡保勝に関する陳情書」(29.5.11), 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書集』, 15頁。
- (8) 同上, 15頁。

(2) 豊平電源開発計画反対運動の展開

札幌市近郊にあり, 近くに定山溪, 定山溪温泉があって, 古くから観光客で賑わってきた地域の豊平峡にダムと発電所を建設する計画にたいして, 地元の豊平町議会は, 直ちに反対の意向を示した。日本自然保護協会の資料によれば, 1952年11月5日の「豊平町議会は支笏洞爺国立公園定山溪地帯に於けるダム建設について, 溪谷の風致保護上豊平峡を外れた上流部にダム建設位置を変更することを決議し, 関係方面に陳情した」⁽¹⁾。

ここで注目したい点は, 豊平町議会は, 初めから電源開発計画絶対反対を叫ぶのではなく, 観光資源である定山溪・豊平峡が電源開発によって破壊される恐れがあるので, 1000メートルほど上流にダムの位置の変更を要求したのであった⁽²⁾。

豊平町議会は, その後どのように反対運動をおこなったか詳しいことは明らかではないが, 日本自然保護協会は, 豊平町の陳情に応じて, 「これに賛同協力して, 豊平峡の自然保護運動を続け来た」⁽³⁾。

日本自然保護協会は, 1953年6月10日に開かれた評議員会で「支笏洞爺国立公園豊平峡」ダムについて協議した⁽⁴⁾。

日本自然保護協会は, 支笏洞爺国立公園(とくに豊平峡)を重視していたので, 1953年にまず一般的に支笏洞爺国立公園保護政策を打ち出していた。

すなわち厚生省は、1953年9月22日に支笏洞爺国立公園のうち、重要な景観地を特別保護地区に指定し、開発に規制をかけた。すなわち日本自然保護協会の資料によれば、「支笏洞爺国立公園面積九八、六六〇^{ヘクタール}陌の内の五四%に当る五四、一〇〇陌が特別地域として指定せられ、更に特別保護地区として樽前山（八五陌）登別（一三七陌）昭和新山（九陌）有珠岳（二七七陌）羊蹄山（一一〇陌）オコタンペ湖（七九〇陌）の六地区面積合計一、四〇八陌指定された」のである⁽⁵⁾。

さらに厚生省は、1953年12月23日に「本年八月付で、支笏洞爺国立公園特別保護区の保護を万全ならしめるため、土地調整委員会に対し、鉦区禁止地域に指定するよう請求中であつたが、土地調整委員会では、現地を調査し、慎重に検討した結果、十二月二十三日付を以て、樽前山（八二、三三陌）登別（一三七陌）昭和新山（八、七陌）有珠岳（二七七陌）羊蹄山（一〇九陌）の五地域合計六一四、〇三陌」を鉦区禁止地域に指定した。しかし日本自然保護協会の資料は「オコタンペ湖地域は支笏湖の西岸一帯に鉦区を有する美笛鉦山が、将来オコタンペ湖地域の地下深くに存在する見込の鉦物を採掘する希望があるので、指定を拒否されたのは、オコタンペ湖が我国に残り少ない原始湖であるだけに、これが自然保護上極めて遺憾である。」⁽⁶⁾と指摘している。

しかし定山溪・豊平峡は、これらの保護地域に含まれていなかった。豊平峡は、電源開発予定地であったために、開発当局の圧力で、特別保護地区に含めなかったようである⁽⁷⁾。

豊平峡地域の開発規制をかける保護政策に成功しなかった日本自然保護協会は、しかし1954年4月、特別委員会を開いて「豊平峡保勝」について協議し、1954年5月11日に「豊平峡保勝に関する陳情書」を公表した。

陳情書は、以下のとおりであった⁽⁸⁾。

豊平峡保勝に関する陳情書

要 旨

北海道支笏洞爺国立公園内豊平川上流の定山溪温泉より約3軒上流地点に於て北海道開発庁の企画に係る水力発電その他多目的の貯水池築造工事は、北海道に於ける三大峡谷の一つである豊平峡の景観保護上に重大な影響があるので、その堰堤の位置を更に上流約1軒の地点に移して実施されるよう計画の変更方につき関係当局の再考を煩わしたい。

理 由

支笏洞爺国立公園は北海道の三大国立公園中その利用者は最も多く、殊に定山溪温泉は、札幌、小樽両市に近接して利用の中核である。しかも、その探勝圏内にあたっている豊平峡中には炭酸泉の湧出があり、峡谷を通ずる探勝路は、札幌虻田線（本公園の幹線車道）と連絡して恰好の探勝コースを為している。由来豊平峡は、大雪山国立公園の層雲峡と並称され本邦火山性峡谷中において傑出し、しかも層雲峡と異なる集塊岩の一大奇勝をなし、一帯を蔽う針広混交の原始林と共に他に比類なく、その学術上並に審美上の価値は頗る高く評価され、その利用価値の大きい点で、この国立公園の心臓部に当たっている。

しかるに北海道開発庁の多目的利用の貯水池建設計画は、豊平峡の中央に設置され、その上流に深く湛水せんとするものであって実にこの景勝地の死命を制する工事というべきである。われわれはこの際貯水池の築造を全く阻止せんとするものではなく、その上流約1軒の地点に於て、これに代るべきものがあり、その峡谷に及ぼす損傷は、遙かに少いと思われるので、速かにこれが代案の作製により豊平峡の奇勝を保護されるよう、本会評議員会の決議に基づき再び陳情する。

昭和29年 5月11日

日本自然保護協会

理事長、理事、評議員連名

日本自然保護協会は、地元の見解にしたがい、豊平峡の中央に建設予定のダム地点を、1000メートル上流に移転させる要求を掲げた。これは、ダム建設絶対反対でなく、移転を条件にダム建設を基本的に承認する方針であった。

しかしその後の1954年5月27日に開かれた豊平町議会は、1952年11月5日に議会に提出された陳情書を撤回し、開発計画を促進する決議をおこなった。1954年6月10日付けの陳情書は、以下のとおりである⁽⁹⁾。

豊平峡ダム建設について

北海道総合開発計画の一環である定山溪豊平峡地帯のダム建設については、昭和二十七年十一月五日日本町議会は観光事業に支障ある故を以って位置の変更を決議し、関係当局に陳情したところでありますが、調査の結果この地帯において他に適地がないとの結論を承知するに至りました。

ダム建設の事業が本道の産業振興、電源開発による経済文化の興隆に寄与することは大きく、為に関係町村よりも建設促進について再三に渉り了解方陳情に接した次第であります。町議会上に於きましても前述の事情を了とし新たなる感覚の下に人工による湖水、滝等の実現により現況に勝る景観美の実現を期待し、去る五月二十七日の議会上に於て、これが促進方の議決を致しましたので右御了解賜り度く御願ひ申し上げます。

昭和二十九年六月十日

北海道豊平町長 山田 為吉

この陳情書は、「其の後の調査結果、ダム建設位置は予定の豊平峡地帯において他に適地がないので、町議会はこれを承知するのみでなく、先の反対陳情を取消し事業の促進方を決議し、豊平町長名を以ってこの旨を陳情」という主旨であった⁽¹⁰⁾。

そして日本自然保護協会の資料は「本件はダム建設反対の町議会議長病氣中の決議で、豊平町内にダム反対の運動の他に、ダム建設賛成運動の起っ

た結果であり、自然保護運動が如何に困難であるかの実例である。」⁽¹¹⁾と指摘している。

こうした山田町長を先頭とする町議会の多数派に対抗して、ダム反対派の町議会議長の小須田潤治らは、地元民60名ほどを糾合して、1954年10月22日に、なお定山溪豊平峽地帯の保全を求めて、ダムの移転を要求して、定山溪自然保護協会を設立し、「名誉会長に小須田潤治氏、会長に小須田正次氏以下役員を選び、国立公園定山溪の自然美を永遠に保護育成に努力する事となった。」⁽¹²⁾。

ちなみに定山溪自然保護協会の設立趣旨と規約は、以下のとおりである⁽¹³⁾。

定山溪自然保護協会趣旨

この度天皇皇后両陛下が本道に行幸せられて道民斎しく仰慕申し上げました。阿寒国立公園御巡幸の砌り、奉迎者より「マリモ」を献上されましたが、自然を愛される陛下にはその「マリモ」を直ちに阿寒湖に放飼なされたと謂うことであります。私どもはこのことを承はり天皇が如何に自然を愛されて居られるかということを拝察致します。この御心を継承致しまして国立公園定山溪の自然美を永遠に保護致し度いと念願し熱意ある同志諸君と共に自然の保護育成に協力致し度いと存じ茲に定山溪自然保護協会を設立する次第であります。

会 則

第一条 本会は定山溪自然保護協会と称し事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第二条 本会は国民生活環境としての国立公園の自然を調査研究し国立公園定山溪を中心とする景勝並びに学術上の価値を闡明し、これが保存保護につき国民の認識を深めるとともにそれを国家諸般の施策に反映せしめて世界文化の昂揚に貢献することを期する。

(事 業)

第三条 本会はその目的を達成するため左の事業を行う。

- (一) 自然保護に関する資料の蒐集並に調査研究
 - (二) 自然保護思想の普及、宣伝のため刊行物の作成頒布並に講演、談話会、映画会、展覧会等の開催
 - (三) 自然の保護、育成、治山、治水、山火消防に関する事業
 - (イ) 特に如何なる事業のためと雖も国立公園地内の自然の風致を破壊する虞れある場合は之を防止する。
 - (ロ) 国立公園地内に棲息する動物、植物の保護育成
 - (四) 自然保護に関する関係諸団体との連絡提携
 - (五) 自然保護に関する関係方面に対する建議陳情
 - (六) その他自然保護に必要な事業
- (会旨) 以下省略

定山溪自然保護協会は、規約の性格からみて日本自然保護協会の「定山溪」地方版であり、日本自然保護協会のアドバイスで設立されたもようである。しかしその活動内容は、つまびらかではない。

日本自然保護協会は、その後の1954年12月20日に評議員会を開催して、「北海道開発のため貯水池建設のダムは豊平峡の最もすぐれた風景地点なので、風致上支障のない箇所に建設されるよう要望するため、更に陳情書を連出することに決定した。」⁽¹⁴⁾。

再度提出された陳情書は以下のとおり⁽¹⁵⁾。

豊平峡保勝に関する再度の陳情書

北海道支笏洞爺国立公園内豊平峡保勝に関しては昨年5月11日付を以て陳情した処であるが、北海道開発庁は依然として豊平峡中央部に於て多目的堰堤築造の目的を以て地質調査中の由であり、該地点に貯水池が設置されれば北海道に於ける三大峡谷の一つである豊平峡の上半部が水没して消滅する事となるので、その堰堤の位置を更にその上流約1軒の地点に移

し真に多目的ダムの性格に合致するように豊平峡保勝に特に留意せられん事を本会評議員会の決議に基いて重ねて関係当局に御願ひする。

昭和29年12月20日

日本自然保護協会

理事長，理事，評議員連名

理 由

豊平峡は北海道の三大国立公園中最も利用者の多い支笏洞爺国立公園中でも特に北海道の大都市たる札幌，小樽両市に近接した利用の中心地定山溪温泉の探勝圏内に含まれている。即ち定山溪温泉から豊平川を遡る事約3軒上流にある安山岩と集塊岩からなる一大奇勝で大雪山国立公園の層雲峡と並び称せられる本邦火山性峡谷中の双壁であって，一帯を蔽う針広混交の原始林と共に他に比類のない神秘的景観である。

特に昨年の15号台風で層雲峡地区の原始林が殆ど全滅に瀕したので，一層この地帯の学術上並に審美上の価値は高く評価され，その利用価値の大きい点でこの国立公園の心蔵部をなしているので，豊平峡の景観は毀損することなく完全に保存し之を後代に伝える義務があるものと信ずる。

しかるに北海道開発庁は豊平峡の中央部に多目的堰提を築造する計画で現に該地点の地質調査中の由であるが，若しこの地点に堰提が築造された暁には豊平峡の上半部は水没してその景観の死命を制せられる事となる。依ってわれわれは豊平峡の景観を維持し且つ多目的堰提築造の真個の目的を達する様，現在の調査地点より1軒上流の個所に堰堤築造が可能と考えるので，速かにこれが代案を研究せられ豊平峡の奇勝を保護される様切望するものである。

陳情書の主旨は，前回のものとは何も変わっていないが，台風で大きな被害を受けた層雲峡を例示して，豊平峡の保全の必要と意義を強調していることが目立つ。

しかし1958年11月にたって，理由は不明だが，北海道開発局は，豊平

電源開発計画を突如中止した⁽¹⁶⁾。『豊平町史』は、理由を明示せず計画の中止を指摘しているのみである⁽¹⁷⁾。

戦後の豊平電源開発計画は、詳しい事情は明らかではないが、ともかくも反対運動がおきて中止されたことは事実であろう。

しかし高度経済成長期に計画された第2次総合開発計画において定山溪豊平峡の電源開発計画が再び立案された。

1963年に豊平峡ダム河川総合調査がはじまり、1965年に石狩川水系工事実施基本計画が策定され、豊平峡ダム建設計画が決った。1968年には工事が開始され、1972年に豊平峡ダムが完成した⁽¹⁸⁾。再計画がどのように立案され、実行された経過についての考察は、ここでの課題ではないので、別の機会に待ちたい。

注

- (1) 前掲『保護協会事業概況報告書』(第二輯), 44頁。
- (2) 「豊平峡保勝に関する陳情書」, 前掲『自然保護に関する陳情表, 意見書集』, 15頁。
- (3) 前掲『保護協会事業概況報告書』(第二輯)。44頁。
- (4) 前掲『自然保護のあゆみ』, 396頁。
- (5) 「四, 支笏洞爺国立公園特別地域並に並に特別保護地区指定」, 前掲『保護協会事業概況報告書』(第二輯), 24頁。
- (6) 同上, 29頁。
- (7) この点について、俵氏は、北海道でお会いした折に、支笏洞爺国立公園内の特別地域並に特別保護地区の指定は、すでに国有林が大幅に伐採されて、必ずしも保護の必要がなくなった地域であったからであり、肝心の豊平峡地区は特別保護地区から除外されている、と語って下さった。
- (8) 「豊平峡保勝に関する陳情書」, 前掲『自然保護も関する陳情書・意見書集』, 15頁。
- (9) 豊平町長「豊平峡ダム建設についての陳情」(1954年6月10日), 前掲『保護協会事業概況報告書』(第二輯), 44-5頁。
- (10) 同上, 44頁。
- (11) 同上, 44頁。
- (12) 同上, 66頁。

- (13) 同上, 66－8頁。
- (14) 同上, 74頁。
- (15) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書集』, 22－3頁。
- (16) 『自然保護のあゆみ』, 401頁。
- (17) 前掲『豊平町史』, 757頁。
- (18) 前掲『定山溪ダム工事記録』, 5頁。

(3) 小括

戦後の豊平峡電源開発計画は、中止された。何故中止されたかその理由は明らかではない。

地元議会は、当初、ダム地点を1000メートル上流に移転することを要求して計画に反対した。しかし豊平町長は、後に前回の陳情書を撤回し、豊平峡電源開発計画実現促進の立場に変わった。

地元民、町議会議長を先頭に60名近くが定山溪自然保護協会を設立して反対運動、移転要求運動をおこなったが、それが当局にとっては、計画中止をしなければならなかった決定的な理由であったかのかどうかは明らかではない。

したがって、ここでは、反対運動が勝ったとも負けたとも評価することが難しい。経済成長期に入って計画が再現し、容易に実行に移されたことを思うと、豊平峡電源開発計画反対運動は強固な基盤を築くまでに至っていなかったことを示唆しているように思われる。

4 本節のまとめ

北海道の国立公園内の電源開発計画と反対運動の節を終るにあたって若干のまとめを述べておきたい。

戦後北海道の国立公園内の産業開発計画とそれにたいする反対運動は、いずれも戦後後期に生じたもので、5ケースが存在した。それらについて、

これまで一定の考察を試みた。

そのうち最も注目すべきものは、雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画にたいする反対運動であった。

雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画は、1950年3月に提起されたが、ただちに反対運動が、おもに中央で積極的に展開された。国立公園審議会も最後まで反対したが、1952年に橋本厚生大臣が強引に計画を許可して、反対運動は消滅した。この場合、地元での反対運動が盛り上がらなかったことが敗因の一つであった。

とはいえ、雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画は、期限付きのものであり、ダム建設の場合と異なって、雌阿寒岳頂上付近の硫黄採掘は、周辺の自然、景観を大幅に破壊することが制限され、11年間の鉱山経営が終了して、以後、自然快復につとめて、今日にいたっている。これは、当初の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画反対運動の大きな成果であった。

大雪山山頂での硫黄鉱山開発計画は、日本自然保護協会の強力な反対により、国立公園審議会で否認されて、幸い計画が中止された。

しかし北海道内の国立公園における電源開発計画は、発電所を小さな場所に建設するのであるが、相当の広い地域を水没させるダム・貯水池を建造しなければならなかった。そのため国立公園内の景観、自然を大幅に破壊せざるをえないという大きなリスクをともなった。

大雪山国立公園内の層雲峡電源開発計画は、1951年に計画が提起されると、地域住民の一部は、反対を表明したが、上川町議会は、景観、自然を破壊するので反対するが、景観、自然が一定程度保全されれば賛成するという立場をとり、結局、被害補償として観光道路の建設を代償にして電源開発を承認していった。

層雲峡電源開発計画は、発電所とダムの規模も比較的小さく、ダムから発電所への導水も地下方式であり、石狩川へのダム放流も比較的豊であったことも、地元住民の計画反対を弱めた。厚生省、日本自然保護協会も、そうした地元の意見と同じであった。

表2 国立公園内の産業開発計画反対運動の顛末

| 産業開発計画 (ゴチは重要度) | 計画公表時期 | 厚生省の認可 又は否認、中止 | 解決期間 |
|--|--|---|---|
| 雌阿寒岳硫黄鉱山開発 大雪山鉱山開発 層雲峡電源開発 槽平電源開発 豊平峡電源開発 | '50年3月頃 '56年初め '51年8月 '51年8月頃 '52年12月 | '52年12月 '57年3月(否認) '52年11月 '52年11月 '58年11月(中止) | 1年10ヶ月 1年数ヶ月 1年4ヶ月 1年4ヶ月 5年9ヶ月 |
| 尾瀬沼取水工事 本栖湖取水工事 尾瀬ヶ原(一次) 黒部第四電源開発 尾瀬ヶ原(二次) 上高地電源開発 北山川電源開発 | '47年2月 '50年4月 '48年3月 '51年9月 '52年5月 '56年10月 '54年12月 | '47年7月 '50年11月 '51年5月(中止) '56年6月 '56年4月(中止) '57年2月(中止) '62年7月 | 5ヶ月 7ヶ月 3年2ヶ月 4年9ヶ月 3年9ヶ月 5ヶ月 7年8ヶ月 |

注 ゴチックは日本自然保護協会が重視した国立公園内の計画であった。

糠平電源開発計画は、反対運動はまったく起きなかったようである。厚生省、日本自然保護協会は、開発地点であった糠平峡を、絶対反対してまで保全しようとする意思を示さず、条件つきで賛成した。

豊平峡電源開発計画も、反対運動は、層雲峡の場合に近く、町長が計画賛成にまわって、大勢が計画を承認したが、なお反対派が自然保護協会を結成して反対運動を展開した点が特徴的であった。

しかも理由の詳細は不明であるが、戦後の段階では計画が中止されたことが注目される。

以上の経過を踏まえ、北海道の国立公園内の電源開発計画と反対運動を簡単に総括すれば、豊平峡電源開発計画を別にすれば、反対運動は、計画絶対反対を明確にしえず、条件付賛成という妥協的な方針をとったといことである。

妥協的な方針をとった原因の一つは、これらの地域が北海道の過疎地という地勢的な条件にあったように思われる。地元の大勢は、電源開発に地域開発を期待し、積極的に計画に反対しなかった。厚生省も日本自然保護協会も同じであった。

妥協的な方針をとった二つ目の原因は、厚生省と日本自然保護協会が、

北海道内の国立公園で計画されたの電源開発計画に戦略的な反对方針をたてていなかったことである。

日本自然保護協会は、一般的にみて明らかに国立公園内の電源開発計画の総てに反対するという戦略ではなく、主要な国立公園内の電源開発計画に的を絞って、それには絶対反対していくという戦略をとってきた。

日本自然保護協会は、北海道の国立公園内の電源開発計画にたいしてこの戦略にもとづいて対応したのである。

果して国立公園制度の本質からみて、そうした戦略が容認されるのかという問題は、日本の国立公園法の本質にかかわる問題で、軽々に批評でできない。

確かに日本自然保護協会が戦略的に重視する尾瀬ヶ原、上高地の電源開発は、ダム建設によって貴重な尾瀬ヶ原、上高地が消滅するという劇的な自然破壊をとまなうので、計画反対の根拠が明快であった。

ただ同じく戦略的に重要だった黒部第四、北山川の電源開発計画は、発電所の建設自体もかなりの自然破壊、景観をとまなうが、尾瀬ヶ原、上高地のように重要な自然、景観が消滅するのではなく、重要な自然、景観たる峡谷の水量、溪流の流量がかなりの程度減少することにとどまっただけであった。

したがって、黒部第四、北山川の電源開発計画は、基本的には自然、景観の大部分を保全できた。だからこそ、黒部第四、北山川の電源開発計画は、大幅な修正、自然、景観の保全を条件に、厚生省、日本自然保護協会、地元も妥協を成立させたのであった。

北海道における電源開発計画も、黒部第四、北山川の電源開発計画の場合と同じで、層雲峡は基本的に維持され、糠平峡はダムで喪失したが、大雪山国立公園内の自然、景観地として大きなダメージを与えなかったのも事実である。

豊平峡の場合は、戦後段階では、計画が中止されたという積極的な意義をもったのであるが、高度成長期に計画が復活し、残念ながら実施されて

しまったことも事実である。

しかし日本的な国立公園政策を批判的にみるかぎり、国立公園内の産業開発にたいしては、もっと原則的にかつ嚴重に反対すべきであったと主張しなければならない。

妥協的な方針をとった三つ目の原因は、とくに地元に電源開発計画に反対する勢力が、成熟していなかったことである。上高地、尾瀬ヶ原の電源開発計画反対運動の成果を想起すると、北海道の場合、中央から遠く離れた過疎地にあり、中央の自然保護勢力の関心を集めにくいというハンデキャップをもっていた。

また開発対象地域には、景観、自然の保護勢力たりうる一般的な地域住民、学者、文化人等の人材も乏しかったといえよう。私は、何により景観、自然の保護たりうる観光業の未成熟について指摘しておきたい。

確かに一般的にみて、観光開発のために電源開発に賛成していく傾向が強かったが、しかし上高地、尾瀬ヶ原、北山川の電源開発計画運動で、観光業、あるいは観光資源を守ろうとする勢力の大きな役割を想起するとき、北海道の電源開発対象地域ではあまりに観光業の発展が未熟であり、これらの勢力が景観、自然の保護を主張し、景観、自然の保護運動をすすめる一つの中心勢力たりえていなかったと指摘できる。

確かに高度成長期には、国立公園内の観光開発計画、観光道路の建設計画という大きな問題が発生した。多くの国立公園内で観光事業、観光道路、観光施設が建設され、景観、貴重な自然が破壊され、環境の荒廃をもたらした。しかしこの場合、観光業自体が悪いのではなく、自然を破壊する過剰開発する観光業が悪かったのである。国立公園政策は、景観、自然を強力に保全するため、厳しく観光開発計画を規制しなければならなかったのであるが、これらの問題は、章を改めて論じることにする。